

○ 自動車検査登録特別会計法（昭和三十九年法律第四十八号）（第四十五条関係）

改正案	現行
（歳入及び歳出） 第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料、一般会計からの繰入金、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十五条第三項及び自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、一般会計への繰入金並びに一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。 2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、第一条に規定する事務で沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関が行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。	（歳入及び歳出） 第三条 この会計においては、自動車検査登録印紙売渡収入、一般会計からの繰入金、独立行政法人交通安全環境研究所法（平成十一年法律第二百七号）第十五条第三項及び自動車検査独立行政法人法（平成十一年法律第二百十八号）第十五条第三項の規定による納付金並びに附属雑収入をもつてその歳入とし、事務取扱費、施設費、独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人に対する出資金、交付金及び施設の整備のための補助金、一般会計への繰入金並びに一時借入金の利子その他の諸費をもつてその歳出とする。 2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務に要する経費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。 3 第一項に規定する一般会計への繰入金は、第一条に規定する事務で沖縄県の区域内に置かれる国の行政機関が行うものに要する事務取扱費の財源に充てるため、予算で定めるところにより、繰り入れるものとする。